

新潟市介護保険法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第38号

新潟市介護保険法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市介護保険法関係手数料条例施行規則（平成23年新潟市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。